

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	12	担当課	畜産課
法令名	養鶏振興法	根拠条項	8 - 1	許認可等の内容	登録ふ化業者の要件適合の確認	
養鶏振興法施行規則						
(昭和35.4.30 農令18) 最終改正 平成11農水令5						
(ふ化場の確認の申請)						
第13条 法第7条第2項又は法第8条第1項の規定による確認を受けようとする者は、その氏名及び住所(法人にあっては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該申請に係るふ化場についての法第7条第2項第2号から第5号までに掲げる事項を記載した書類を当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。						
養鶏振興法						
(昭和35.4.1 法49) 最終改正 平成11法185						
第8条 登録ふ化業者が新たにふ化場を開設するときは、あらかじめ当該ふ化場が前条第1項各号の要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受けなければならない。						
(ふ化業者の登録)						
第7条 ふ化業者は、そのすべてのふ化場事業の用に供する事業場をいう。いか同じ。)が次の各号に掲げる要件に適合するときは、その住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。						
1 ふ化場の施設で農林水産省令で定めるものが農林水産省令で定める基準に適合する者であること。						
2 種卵のふ化に関し農林水産省令で定める経験を有する者で種卵のふ化に常時従事するものが一人以上置かれていること。						